

## 平成二十六年法律第三百三号

### 内水面漁業の振興に関する法律

目次

#### 第一章 総則(第一条～第八条)

##### 第二章 基本方針等(第九条～第十一条)

###### 第三章 内水面漁業の振興に関する施策

###### 第一節 内水面漁業の振興に関する施策

###### 第二節 内水面漁業資源の回復に関する施策

###### 第三節 内水面漁業資源の生息状況等の調査

###### 第四節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第五節 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

###### 第六節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第七節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第八節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第九節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第十節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第十一節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第十二節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第十三節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第十四節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第十五節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第十六節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第十七節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第十八節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第十九節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第二十節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第二十一節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第二十二節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第二十三節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第二十四節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第二十五節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第二十六節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第二十七節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第二十八節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第二十九節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第三十節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第三十一節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第三十二節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第三十三節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第三十四節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第三十五節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第三十六節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第三十七節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第三十八節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第三十九節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第四十節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第四十一節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

###### 第四十二節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

3 （国の責務）	場並びに交流及び保養の場の提供等内水面漁業の生産活動が行われることにより生ずる水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。この法律において「内水面漁業者」とは、内水面漁業を営む者をいう。
4 （地方公共団体の責務）	国は、第二条の基本理念（次条において単に「基本理念」という。）にのっとり、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
5 （農林水産大臣の責務）	地方公共団体は、基本理念にのっとり、内水面漁業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
6 （都道府県計画）	内水面漁業者（内水面漁業者の努力）
7 （都道府県計画）	内水面漁業者は、内水面における水産資源（以下「内水面水産資源」という。）の回復、内水面における漁場環境の保全等の取組を自ら行うとともに、国又は地方公共団体が実施する内水面漁業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
8 （財政上の措置等）	（連携協力体制の整備）
9 （農林水産大臣の責務）	国は、内水面漁業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
10 （都道府県の責務）	内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を効果的に実施するため、国、関係地方公共団体、海面及び内水面に係る漁業協同組合その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。
11 （都道府県の責務）	都道府県は、計画を定めようとする場合において、当該計画に係る内水面について河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）の長が指定区間（河川法第九条第二項に規定する指定区間をいう。）の長が指定区間をいう。）があるときは、あらかじめ、当該河川管理者に協議しなければならない。
12 （都道府県の責務）	都道府県は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
13 （都道府県の責務）	前二項の規定は、計画の変更について準用する。
14 （農林水産大臣の責務）	内水面漁業の振興に関する基本的方向を定めるものとする。
15 （農林水産大臣の責務）	内水面水産資源の回復に関する基本的事項を定めるものとする。
16 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
17 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
18 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
19 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
20 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
21 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
22 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
23 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
24 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
25 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
26 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
27 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
28 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
29 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
30 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
31 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
32 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
33 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
34 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
35 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
36 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
37 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
38 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
39 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
40 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
41 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
42 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
43 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
44 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
45 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
46 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
47 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。
48 （農林水産大臣の責務）	内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を定めるものとする。

環境の再生に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、内水面水産資源の生息の状況及び生息環境その他これらの施策の実施に関する必要な事項について調査を行うよう努めるものとする。

## 第二節 内水面水産資源の回復に関する施策

### （内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等）

#### （内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等）

##### （内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等）

###### （内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等）

道、浄化槽その他の排水処理施設の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
**(内水面に係る水量の確保)**  
**第十六条** 国及び地方公共団体は、内水面における豊かな水量が内水面水産資源の保全及び栄養塩類の海への円滑な流入による海洋水産資源の保全に資することに鑑み、内水面における水量の確保を図るため、雨水を地下に浸透させる機能を有する施設の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
**(森林の整備及び保全)**

**第十七条** 国及び地方公共団体は、森林の有する水源の潤養の機能の發揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、森林の整備及び保全に努めるものとする。

**(内水面水産資源の生育に資する施設の整備)**

**第十八条** 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育に資するため、魚道の整備及びその適切な維持管理、産卵場の造成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進)**

**第十九条** 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育環境の改善その他内水面に係る生態系の保全に資するよう、自然との共生及び環境との調和に配慮した河川の整備を推進するよう努めるものとする。

**(内水面水産資源の健全な発展に関する施策)**

**(効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成)**

**第二十条** 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を育成するため、内水面に係る漁業協同組合に対し、技術及び経営についての助言及び指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(多面的機能の發揮に資する取組への支援等)**

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に發揮されるよう、内水面漁業者が行う多面的機能の發揮に資する取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(人材の育成及び確保)**

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、内水面漁業者の漁業の技術及び経済管理能力の向上、新たに内水面漁

業に就業しようとする者に対する就業に関する相談等の援助並びに内水面漁業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(商品開発の取組等への支援)**

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、国民の需要に即した内水面水産資源の生産並びに加工及び流通が行われるよう、内水面水産資源の食材としての品質の向上の取組、内水面水産資源に係る商品の開発及び需要の開拓の取組等に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(回遊魚類の増殖の取組への支援等)**

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、回遊魚類の生息と海面との間往来する水産動物をいいう。(以下この条において同じ。)の持続的な利用の確保を図るため、回遊魚類の増殖の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(国民の理解と関心の増進)**

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、内水面漁業に対する国民の理解と関心を深めるよう、内水面漁業の意義に関する広報活動、川辺における自然体験活動に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、内水面水産資源の適切な管理に資するため、遊漁規則(漁業法昭和二十四年法律第二百六十七号)第百七十七条第一項の遊漁規則をいう。等の遵守に関する啓発活動その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(内水面漁業の健全な発展に関する施策)**

**(指定養殖業の許可)**

**第二十六条** 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる指定養殖業以外の養殖業であつて政令で定めるもの(以下「届出養殖業」という。)を営もうとする者は、養殖場ごとに、その養殖業を開始する日の一月前までに、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 名称又は氏名及び住所  
 二 法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

**(届出養殖業の届出)**

**第二十七条** 指定養殖業の許可を受けた者は、  
 「許可養殖業者」という。が農林水産省令で定める期間以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ農林水産大臣に届け出なければならない。

**(休業の届出)**

**第二十八条** 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる指定養殖業以外の養殖業であつて政令で定めるもの(以下「届出養殖業」という。)を営もうとする者は、養殖場ごとに、その養殖業を開始する日の一月前までに、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 名称又は氏名及び住所  
 二 法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

**(届出養殖業の届出)**

**第二十九条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第三十条** 指定養殖業の許可に関する事項

**第三十一条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第三十二条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第三十三条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第三十四条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第三十五条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第三十六条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第三十七条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第三十八条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第三十九条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第四十条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第四十一条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第四十二条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第四十三条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第四十四条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第四十五条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第四十六条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第四十七条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第四十八条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第四十九条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第五十条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第五十一条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第五十二条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第五十三条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第五十四条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第五十五条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第五十六条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第五十七条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第五十八条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第五十九条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第六十条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第六十一条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第六十二条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第六十三条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第六十四条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第六十五条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第六十六条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第六十七条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第六十八条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第六十九条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第七十条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第七十一条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第七十二条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第七十三条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第七十四条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第七十五条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第七十六条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第七十七条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第七十八条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第七十九条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第八十条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第八十一条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第八十二条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第八十三条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第八十四条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第八十五条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第八十六条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第八十七条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第八十八条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第八十九条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第九十条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第九十一条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第九十二条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第九十三条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第九十四条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第九十五条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第九十六条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第九十七条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第九十八条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第九十九条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百零一条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百零二条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百零三条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百零四条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百零五条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百零六条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百零七条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百零八条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百零九条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百一十条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百一十一条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百一十二条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百一十三条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百一十四条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百一十五条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百一十六条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百一十七条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百一十八条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百一十九条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百二十条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百二十一条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百二十二条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百二十三条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百二十四条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百二十五条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百二十六条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百二十七条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百二十八条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百二十九条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百三十条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百三十一条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百三十二条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百三十三条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百三十四条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百三十五条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百三十六条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百三十七条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百三十八条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百三十九条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百四十条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百四十一条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百四十二条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百四十三条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百四十四条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百四十五条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百四十六条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百四十七条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百四十八条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百四十九条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百五十条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百五十一条** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

**第一百五十ニ** 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出



